

2 不当労働行為事件の審査

(1) 不当労働行為事件の概要

ア 令和6年度に係属した事件は、前年度からの繰越1件(労組法第7条3号)、新規申立2件(労組法第7条1・2号事件、1・2・3号事件各1件)であった。

イ 過去10年間の不当労働行為事件の状況をみると、

(ア) 終結状況については、終結件数7件のうち、命令・決定によるものが1件、和解・取下げによるものが6件であった。

命令・決定による終結区分では、却下が1件であり、全部救済、一部救済及び棄却の事例はなかった。和解・取下げによる終結区分では、関与和解が5件、取下が1件となっている。

(イ) 企業規模別申立件数については、「100人以上499人以下」が4件、「99人以下」が2件、「500人以上」が1件となっている。

(ウ) 労組法第7条該当号別申立件数については、2号関係が最も多く6件、次いで3号関係が5件、1号関係は3件であった。4号関係の事件はなかった。

これらの内訳を見ると、2・3号事件が3件、1・2号事件が2件、3号事件が1件、1・2・3号事件が1件となっており、各号併合申立てが6件で全体の85.7%を占めている。

第1表 不当労働行為事件の年度別取扱状況 (単位:件)

区分 年度	前年度からの繰越	新規申立	係属計	終 結 状 況										翌年度への繰越	
				命 令・決 定					和 解・取 下				終 結 計		終 結 率 (%)
				全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下	計			
平成27	1	1	2				1	1				0	1	50.0	1
28	1		1					0	1			1	1	100.0	0
29			0					0				0	0	—	0
30			0					0				0	0	—	0
令和元		1	1					0				0	0	0.0	1
2	1		1					0	1			1	1	100.0	0
3		1	1					0				0	0	0.0	1
4	1	1	2					0			1	1	1	50.0	1
5	1	1	2					0	1			1	1	50.0	1
6	1	2	3					0	2			2	2	66.6	1
計	6	7	13	0	0	0	1	1	5	0	1	6	7	53.8	0.6

(注) 1 「関与和解」とは、関係委員又は事務局の関与による和解であり、あっせんによる和解を含む。

2 「取下」とは、申立人の事情等による和解以外の理由による取下げをいう。

3 終結率 = $\frac{\text{終結計}}{\text{係属計}} \times 100$

第2表 新規申立事件の企業規模別、労組法第7条該当号別状況

(単位:件)

区分 年度	新規申立	企業規模別			労組法第7条該当号別									
		99人以下	100人 5499人	500人以上	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	2・3・4号	
平成27	1		1									1		
28	0													
29	0													
30	0													
令和元	1			1								1		
2	0													
3	1		1						1					
4	1		1								1			
5	1	1					1							
6	2	1	1						1			1		
計	7	2	4	1	0	0	1	0	2	0	3	1	0	

(注)1 労組法7条 1号…不利益取扱い、黄犬契約

2号…団体交渉拒否

3号…支配介入、経費援助

4号…報復的不利益取扱い

2 企業規模別欄の数は、被申立人が複数の事件があるため、新規申立欄及び労組法第7条該当号別欄の数と一致しない場合がある。

(2) 審査の目標期間

当委員会では、救済申立てから事件の終結までの審査の目標期間を、「複雑な事件の場合を除いて、申立ての日から1年以内とする。ただし、単純な団交拒否事件については、更なる早期解決に努めるものとする。」と定めている。

(3) 不当労働行為事件一覧表

ア. 終結事件 2件

事件番号 事件名	申立 年月日	申立人	申立ての要旨
		被申立人	
令6(不)1 B事件	6.3.29	・Y労働組合	(1) 令和5年3月20日頃から同日末日にかけて、被申立人常務取締役及び業務部長らは、従業員代表選出の選挙において、組合運営への支配介入を目的として、自ら指名した立候補者の推薦を行い、申立人組合の推薦した立候補者への立候補断念工作を行うと同時に、不正な選挙を実施した。 <p style="text-align: center;">「支配介入」</p>
		・株式会社B	(2) 令和5年4月半ば頃から、被申立人常務取締役及び業務部長は、組合活動の弱体化を目的として、被申立人組合員への不正な脱退要求を行い、5名の組合員が脱退するに至った。 <p style="text-align: center;">「支配介入」</p>

請求する救済内容 (労組法7条該当号)	担当委員	備考	該当頁
謝罪文の掲示 (3号)	審査委員 —	令和6年4月9日に、申立人から、本件申立てと同一内容のあっせん申請（令和6年第1号あっせん事件）がなされたため、両当事者了解の下、本件の進行を保留とし、あっせん手続きを先行させることとした。	74 頁
	参与委員 (労) — (使) —	令和6年7月18日、あっせん協議が整い、あっせん員立会いのもと、合意書が締結された。 同日、申立人から不当労働行為救済申立取下書が提出され、本件は終結した。	

事件番号 事件名	申立 年月日	申立人	申立ての要旨
		被申立人	
令6 (不) 2 C事件	6. 6. 17	・ Z労働組合	<p>(1) 被申立人は、申立人組合員2名に対し、解雇事由を明らかにせず、予告期間もない即刻の解雇通告を強行した。これは、被申立人会社内から労働組合組織を排除するための手段として解雇に踏み切ったものであり、この行為は、解雇権の濫用である。</p> <p style="text-align: right;">「不利益取扱い」</p> <p>(2) 申立人は、団体交渉を計6回申し込んだが、被申立人は、団体交渉応諾の意思表示のないまま、今日まで拒否を続けている。</p> <p style="text-align: right;">「団体交渉拒否」</p>
		・ C有限会社	

請求する救済内容 (労組法7条該当号)	担当委員	備考	該当頁
<p>(1) 団体交渉申入れへの誠実対応</p> <p>(2) 組合員2名の解雇撤回</p> <p>(3) 組合員2名の労働条件変更に係る誠実な団体交渉の実施及び合意内容に従った労働条件の変更</p> <p>(4) 謝罪文の掲示</p> <p>(1・2号)</p>	<p>審査委員</p> <p>◎島谷 彼谷</p>	<p>調査4回</p>	<p>75頁</p>
<p>参与委員</p> <p>(労) 前野 宮崎</p> <p>(使) 本江 常光</p>			

イ. 係属事件

事件番号 事件名	申立 年月日	申立人	申立ての要旨
		被申立人	
令7(不)1 A事件	7.2.17	・X労働組合	<p>(1) 組合員 a が長年に渡り専従組合員として活動しており、被申立人も組合員 a の活動を平成 17 年以降許容し続けていたのであって、定年後の継続雇用で突如として別の業務をさせることを示唆し、これに反対の意を示しただけで何らの話し合いもなく継続雇用を拒絶することは不当としか言いようがなく、専ら組合活動を妨害する意図の下、組合活動を理由とする不利益取扱い、ないし、組合に対する支配介入行為である。</p> <p>「不利益取扱い」「支配介入」</p> <p>(2) 組合員の資格・範囲は、労働組合自身が定めるべきであり、組合規約においても、定年後継続雇用の従業員など本採用者以外の従業員について、組合員資格を否定する規定は存在せず、定年後継続雇用の従業員も組合員となれるのであるから、被申立人がそれを否定することは、従業員に対して組合に加入できないと思わせ、加入を妨害するもので、労働組合の運営に対する支配介入である。</p> <p>「支配介入」</p>
		・A株式会社	

請求する救済内容 (労組法7条該当号)	担当委員	備考	該当頁
<p>(1) 組合員 a を令和7年1月25日以降も継続雇用したものと取り扱うこと</p> <p>(2) 満65歳以上の従業員(嘱託)の組合加入者を組合員として取り扱うこと</p> <p>(3) 謝罪文の掲示、社内報掲載及び交付</p> <p>(1・2・3号)</p>	<p>審査委員 ◎橋爪 彼谷</p>	<p>係属中</p>	<p>77頁</p>
<p>参与委員 (労) 田中 宮崎</p> <p>(使) 矢坂 常光</p>			

(4) 不当労働行為事件の処理状況

ア. 終結事件

B事件（令和6年(不)第1号）労組法第7条3号

申立年月日	令和6年3月29日
終結年月日	令和6年7月18日
終結状況	関与和解
申立人	Y労働組合執行委員長
被申立人	株式会社B代表取締役社長

請求する救済内容

謝罪文の掲示

申立人の主張の要旨

令和5年3月20日頃から同月末日にかけて、被申立人常務取締役(以下「A常務」)及び被申立人業務部長(以下「B部長」)らは、従業員代表選出の選挙において、組合運営への支配介入を目的として、自ら指名した立候補者の推薦を行い、申立人組合の推薦した候補者への立候補断念工作を行うと同時に、被申立人事務員と共謀して不正な選挙を実施した。これは、労組法7条3号の支配介入に該当する。

また、令和5年4月半ば頃から、A常務及びB部長は、組合活動の弱体化を目的として、申立人組合員への不正な脱退要求を行い、5名の組合員が脱退するに至った。これは、労組法7条3号の支配介入に該当する。

審査経過

令和6年4月9日、申立人から、本件申立てと同一内容のあっせん申請(令和6年第1号あっせん事件)がなされたため、両当事者了解の下、本件の進行を保留とし、あっせん手続きを先行させることとした。

終結状況

関与和解(令和6年7月18日)

令和6年7月18日、令和6年第1号あっせん事件において、あっせん協議が整い、あっせん員立会いのもと、合意書が締結された。

同日、申立人から不当労働行為救済申立取下書が提出され、本件は終結した。

C事件（令和6年(不)第2号）労組法第7条1・2号

申立年月日	令和6年6月17日
終結年月日	令和6年12月19日
終結状況	関与和解
申立人	Z労働組合執行委員長
被申立人	C有限会社代表取締役社長

請求する救済内容

- 1 団体交渉申入れへの誠実対応
- 2 組合員2名の解雇撤回
- 3 組合員2名の労働条件変更に係る誠実な団体交渉の実施及び合意内容に従った労働条件の変更
- 4 謝罪文の掲示

申立人の主張の要旨

被申立人は、申立人組合員2名に対し、解雇事由を明らかにせず、予告期間もない即刻の解雇通告を強行した。これは、被申立人会社内から労働組合組織を排除するための手段として解雇に踏み切ったものであり、この行為は、解雇権の濫用で、労組法7条1号の不当労働行為に該当する。

また、申立人は、団体交渉を計6回申し込んだが、被申立人は、団体交渉応諾の意思表示のないまま、今日まで拒否を続けている。このような被申立人の団体交渉拒否行動は、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

被申立人の主張の要旨

本件解雇の以前から、申立人組合員2名については懲戒事由に該当する行為があり、被申立人としてそれに耐えきれなくなったために本件解雇の通知に至ったものであって、本件解雇は、不当労働行為制度の目的である労働組合ないしその活動の保護とは関係がない。

以上のとおり、本件解雇については不当労働行為の意思がないから、不当労働行為は成立しない。

審査経過

区分	回	年月日	証人等の申請者	人数	概要
調査	1	6.10.11	—	—	双方に対して求釈明が行われた。 和解による解決について打診したところ、双方ともに、条件が整備されれば和解することを検討してもよいとの意向が示された。 次回調査までに、双方において和解案を検討してくることとし、次回期日を和解のための調査とすることとした
	2	6.11.12	—	—	双方から和解案が提出され、和解のための交渉が行われた。 次回期日までに、示された和解案で折り合えるかどうかを、双方検討してくることとなった。
	3	6.12.2	—	—	和解のための交渉が行われた。 次回期日までに、示された和解案で折り合えるかどうかを、申立人が検討してくることとなった。
	4	6.12.19	—	—	和解作業を行った結果、協議が整い、和解が成立した。 本件担当委員立会いのもと、和解協定書が締結された。

終結状況

関与和解(令和6年12月19日)

令和6年12月19日、第4回委員調査において、和解協議を行った結果、協議が整い、和解が成立した。

本件担当委員立会いのもと、和解協定書が締結された。

同協定書に基づき、当日、申立人から不当労働行為救済申立取下書が提出され、本件は終結した。

イ. 係属事件

A事件（令和7年(不)第1号）労組法第7条1・2・3号

申立年月日	令和7年2月17日
終結年月日	—
終結状況	係属中
申立人	X労働組合執行委員長
被申立人	A株式会社代表取締役

請求する救済内容

- 1 組合員 a を令和7年1月25日以降も継続雇用したものと取り扱うこと。
- 2 満65歳以上の従業員(嘱託)の組合加入者を組合員として取り扱うこと。
- 3 謝罪文の掲示、社内報掲載及び交付。

申立人の主張の要旨

組合員 a が長年に渡り専従組合員として活動しており、被申立人も組合員 a の活動を平成17年以降許容し続けていたのであって、定年後の継続雇用で突如として別の業務をさせることを示唆し、これに反対の意を示しただけで何らの話し合いもなく継続雇用を拒絶することは不当としか言いようがなく、専ら組合活動を妨害する意図の下、組合活動を理由とする不利益取扱い、ないし、組合に対する支配介入行為である。

組合員の資格・範囲は、労働組合自身が定めるべきであり、組合規約においても、定年後継続雇用の従業員など本採用者以外の従業員について、組合員資格を否定する規定は存在せず、定年後継続雇用の従業員も組合員となれるのであるから、被申立人がそれを否定することは、従業員に対して組合に加入できないと思わせ、加入を妨害するもので、労働組合の運営に対する支配介入である。

被申立人の主張の要旨

被申立人は、a 組合員の再雇用を漫然と拒否したことはなく、一貫して、a 組合員が被申立人の指揮命令のもとで業務に従事することを約してもらえるのであれば、再雇用を検討するという姿勢を示していたことには争いが無い。

にもかかわらず、a 組合員は、被申立人の指揮命令下で業務に従事することを拒否したため、被申立人としてはやむを得ず再雇用を行わないとする結論に達したという経緯である。

(5) 再審査事件、行政訴訟事件の処理状況

ア. 再審査事件

再審査事件なし

イ. 行政訴訟事件

係属事件なし